

令和6年第1回  
西多摩衛生組合議会定例会会議録

令和6年2月7日

西多摩衛生組合議会



# 令和6年第1回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 令和6年2月7日(水)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者 橋本 弘山 副管理者 大勢待 利明

副管理者 加藤 育男 副管理者 杉浦 裕之

会計管理者 小山 和茂

出席議員

1 番 小川 龍美	2 番 井上 一也	3 番 高橋 洋子
4 番 湖城 宣子	5 番 阿部 悦博	7 番 菅 勇真
8 番 秋山 義徳	9 番 池澤 敦	10 番 山崎 貴裕
11 番 川崎 善友	12 番 佐藤 弘治	

欠席議員

6 番 片谷 洋夫

西多摩衛生組合

事 務 局 長 諸星 進 施 設 長 中島 勲

総 務 課 長 大村 正仁 財務課長(兼)会計課長 古谷 浩明

計 画 管 理 課 長 石川 雄一 維 持 運 転 課 長 太田 道雄

フレッシュランド西多摩総長(兼)企画調整担当 伊藤 義孝 フレッシュランド西多摩設備管理担当主幹 穴澤 和俊

構成市町職員

青梅市環境部長 川島 正男 福生市生活環境部長 田村 清孝

羽村市産業環境部長 西尾 洋介 瑞穂町住民部長 野口 英雄



# 令和6年第1回西多摩衛生組合議会 定例会議事日程

令和6年2月7日（水）  
午後1時30分 開議  
西多摩衛生組合大会議室

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号  
令和5年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）

日程第5 議案第2号  
令和6年度西多摩衛生組合予算

日程第6 議案第3号  
令和6年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について



午後1時30分 開会

○議長（佐藤弘治） 本日は、令和6年第1回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともにお忙しい中、多数のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

議員定数11名、欠席議員1名、よって、定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしております。

ただいまより、令和6年第1回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、理事者より発言の申し出がありますので、これを許します。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 皆さん、こんにちは。ただいま議長のお許しをいただきまして、定例会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

まずは、先般行われました行政視察におきましては、正副管理者をはじめ、関係職員も同行させていただき、誠にありがとうございました。

大変実りのある研修が行われたというふうに承知をしているところであります。

また本日は、「令和6年第1回西多摩衛生組合議会定例会」を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、多数の議員の皆様方にご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より、当組合の運営につきまして、ご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼を申し上げる次第であります。

さて、組合の事務事業の状況であります。まず、環境センターでの可燃ごみの処理につきまして申し上げますと、構成市町のごみ搬入量は、令和6年1月末現在で、約4万8,600トンとなっております。

これは、前年同期と比較しますと、約1,860トン、3.7%の減となっており、今年度末における年間搬入量は、5万8,700トンになると見込んでおります。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、実施をしております、小平・村山・大和衛生組合の可燃ごみ焼却処理委託につきましては、1月末までの累計で、約2,670トンを受け入れております。

環境センターでのごみ焼却処理にあたりましては、広域支援の有無にかかわらず、公害防止設備をはじめ、施設の維持管理に万全を期し、法律で定められた環境基準、並びに地域住民との間で締結しております公害防止協定を遵守しながら、安全かつ衛生的に処理を行っているところであります。

また、フレッシュランド西多摩の改修事業におきましては、先週1月31日開催の議員全員協議会での報告のとおり、再度入札に向けた設計変更案を取りまとめたところであります。

これらを踏まえ、今次定例会には、予算案件2件、分賦金の決定案件1件、合わせて3件の議案をご提案申し上げます。

いずれも、重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（佐藤弘治） 以上で、管理者の発言は終わりました。これより、議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。日程第1「会議録署名議員の指名について」の件を議題といたします。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

5番 阿部 悦博 議員

7番 菅 勇真 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長から、報告いたします。

着座にてお願いいたします。諸星事務局長。

○事務局長（諸星 進） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、令和6年1月31日付け、西衛発第791号で令和6年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨、管理者から議長宛てに通知があり、これを受理しております。

次に、本定例会の会期についてですが、提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとして、お諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程についてですが、既に、お手元にご配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営についてでございますが、日程第5・議案第2号「令和6年度西多摩衛生組合予算」と、日程第6・議案第3号「令和6年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の2件につきましては、関連がありますので、一括してご審議を願うこととさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会における議事説明員として、正副管理者、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

○議長（佐藤弘治） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりの進めですので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次、定例会の会期については、2月7日、1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第3、一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。

11番、川崎善友議員。

○11番（川崎善友） ご指名をいただきましたので、通告に基づき、「ごみ減量の取組について」、大きく二つの項目について、質問させていただきます。

1項目目、ごみ減量の取組について。持続可能な社会の構築に向けて、ごみ問題は多くの住民が関心を持っている課題であると考えます。ごみ減量の取組につきまして、1点目としまして、組合の各構成市町に対して、西多摩衛生組合の方から積極的に何らかの働きかけをすることはありますか。また、各構成市町に独自のごみ減量の取組などがあれば、それを共有する仕組みはあるか、の2点について伺います。

2項目目としまして、各構成市町の小学生が社会科見学で西多摩衛生組合環境センターを訪れること



になっているものと認識していますが、実際の見学状況はどうなっていますでしょうか。また、ここ数年、コロナ禍の間は見学が実施できなかったものと思っておりますが、フォローする方法はあったのか、その2点について、お伺いいたします。

お願いします。

○議長（佐藤弘治） 橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） それでは、11番、川崎善友議員のご質問にお答えいたします。

「ごみ減量の取組について」のご質問の1点目、「構成市町の取組の共有について」のうち、まず、「ごみ減量への取組について、各構成市町に対し、西多摩衛生組合から積極的な働きかけをすることがあるか」についてですが、西多摩衛生組合は構成市町で発生した可燃ごみを受入れ、安全・安定的な中間処理を目的とした一部事務組合であります。一方、ごみ減量における取組みにつきましては、主に各構成市町の所掌となっており、各市町の一般廃棄物処理基本計画内に、基本的なごみ減量施策等が規定されており、各市町におけるごみ減量が図られていると承知しております。

しかし、これまでに構成市町、西多摩衛生組合の係長職で組織しております「西多摩衛生組合構成市町ごみ担当国会議」において、ごみ分別の統一化や一般廃棄物処理基本計画の作成などが行われており、当組合も構成市町のごみ減量の取組みに参加、協力をさせていただいております。

また、当組合では四半期ごとに行う搬入された可燃ごみの組成分析についてのデータや、毎月集計している可燃ごみ搬入量のデータ、さらにまれではありますが焼却業務において発見される焼却不適物の発生状況などについて、構成市町へ毎月、報告を行い、現状の可燃ごみの状況について情報提供を行うとともに、組合としてもごみ量の低減と分別の徹底を確認することで、間接的ではありますが、構成市町のごみ減量の取組みに協力をさせていただいているところであります。

次に「各構成市町の取組みについて共有する仕組みがあるか」についてですが、構成市町並びに西多摩衛生組合の情報共有を行う仕組みにつきましては、「西多摩衛生組合構成市町ごみ担当国会議」、また部課長で組織されます「西多摩衛生組合幹事会」において、清掃行政における諸課題などの検討、情報共有などが図られています。

これまでに具体的な検討、情報共有などにつきましては、先ほどもご説明いたしました、ごみ分別の統一化や一般廃棄物処理基本計画の作成などが行われ、直近では、「西多摩衛生組合構成市町ごみ担当国会議」において、当該地域における災害廃棄物処理に係る基本計画（案）の検討、作成についての取組みを始めとし、様々な意見交換、情報共有などが図られているところであります。今後も構成市町間並びに当組合も含めた情報共有を当該会議において積極的に行い、当該地域の清掃行政の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、「社会科見学について」のうち、まず、「見学状況」についてですが、当組合では、組合発足時の旧清掃工場の時代から、清掃工場の重要性や廃棄物行政への理解を深めていただくために、主に組合構成市町の小学校4年生を中心に社会科見学を受け入れております。

旧清掃工場では、ごみ処理に加え、し尿処理の状況なども見学され、子供たちが処理の状況を間近で見て、自分たちの出したごみなどが、どのように処理されているかを知る良い機会となっております。

一方、現在の清掃工場・環境センターは平成10年に新たに建てられ、一般廃棄物のうち、「燃やせるごみ」の中間処理に特化した工場となっており、工場内の見学者コースから工場の主な部分を見学する内容となりました。

その後、近年の環境への関心の高まりから令和4年3月に見学者コースのリニューアルを行い、より

身近に「ごみの問題」を考える内容の掲示や、リサイクル関連の展示物の充実を重視した内容へと改装し、環境学習拠点としての役割を担うための充実を図っております。

ご質問の社会科見学の状況は、時期としては毎年、1学期にあたる6月から7月にかけてが多く、12月までの間で概ね年度内に予定された見学は終了となります。

環境センターが稼動してから令和4年度末までの24年間で、一般を含め、延べ6万6,413人の方が見学に来られ、うち、小学生の見学については、毎年2,000人前後が見学されております。

なお、直近の状況では令和4年度で、構成市町とその他の地域の児童生徒を含め32校、1,966人の児童生徒が見学をし、また、令和5年度では昨年12月末までに22校、1,337人が見学しております。

また、組合企画事業では「煙突のぼりチャレンジ」を実施しており、小学生と保護者を対象に、普段は入れない高さ44.5メートルの煙突の中を登る親子体験事業を実施しております。

これらの環境センターの見学や事業での体験をされた後には、組合あてに児童の皆さんから多くのお礼の手紙をいただくなど、職員の励みにもなっております。

次に「コロナ禍において実施できなかった団体等へのフォロー」についてですが、コロナ禍における緊急事態宣言中には、他の公共施設同様、当組合においても見学の受け入れを中止しておりました。

見学の受け入れを中止した期間は、大きく2つの期間があり、1回目は令和2年3月2日から令和3年6月20日まで、2回目は令和3年7月12日から令和4年1月3日までの期間となっており、この間に見学予定が中止となった学校については、構成市町とそれ以外を含め、令和2年度に10校で約680人、令和3年度は9校で約680人となっております。

また、それに対するフォローとしては、組合作成の「社会科見学のしおり」の冊子を配布し、あわせて組合公式サイト内の動画の視聴などを紹介するなど、実地での見学・学習ができなかったことへの代替手段を講じ、対応を行ってまいりました。

この組合公式サイト内の動画や「社会科見学のしおり」は、常時公開し閲覧できる状況となっておりますことから、実際に見学を行えなかった学校のみならず、全ての方が社会科や環境学習の参考として活用していただけるものとなっております。

これからも当組合では、未来を担う児童生徒一人一人がごみ対策や環境に対し、関心を持ち、将来的に清潔で豊かな地域環境を守っていく一員となっていただけるよう、引き続き啓発活動を行っていきたいと考えております。

以上で、川崎議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤弘治） 11番議員、再質問はありますか。

川崎議員。

○11番（川崎善友） 詳しくご答弁いただきまして、ありがとうございます。

まず、ごみ減量の取組について、西多摩衛生組合構成市町ごみ担当者会議や西多摩衛生組合幹事会において、清掃行政における諸課題などの検討・情報共有などが図られているということがわかりました。

先日、我々、組合議員も行政視察で杉並清掃工場、中央防波堤埋立処分場を視察させていただきました。約半世紀前の東京ごみ戦争の歴史を詳しく学びまして、住民と行政の対立から対話、合意を得て現在のごみ行政があるのだということがわかり、大変充実した視察となりました。

杉並清掃工場でいただいた資料の中で、東京の23区清掃一部事務組合関連で、一人が一日に出すごみの量は、事業系ごみを含んで、令和4年度で727グラムということでありました。単純な比較はできないかもしれませんが、西多摩衛生組合管内のごみ排出量は、いかばかりでしょうか。ここでは問いませ

んが、ごみ削減への努力の継続は必要と考えております。

因みに、私の住む福生市では、昨年11月、市のホームページで、市民の方が簡単に家庭でできる生ごみを減らす工夫としてのダンボール生ごみ処理とペットボトル水切り、動画の紹介をしています。生ごみの水分を減らすことでごみ減量となり、収集運搬車両や焼却施設で使用する燃料の消費を抑えることができ、温室効果ガスや処理費用の削減にも繋がるというもので、市民へのごみ減量の良い手本となっているものと評価しております。このような工夫がそれぞれの自治体独自でされているものと思いますので、その知見を共有することで、さらなるごみの減量に繋がればと思い、質問をさせていただきました。

2項目目の構成市町の小学生の社会科見学について、主に小学4年生を対象に行って、これまでに多くの見学者があったことがわかりました。そこで、再質問を2点ほどさせていただきます。

まず、直近の数字で、見学に来られている学校の内訳、具体名は問わないのですが、構成市町ではどのくらいの学校が見学に来ているか教えてください。

また、見学に来られない学校もあるようでしたら、もし理由などわかれば、わかる範囲で教えてくださいたいと思います。

以上、2点について、再質問させていただきます。

○議長（佐藤弘治） 大村総務課長。

○総務課長（大村正仁） それでは、再質問について、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の構成市町のうち、見学をされた学校数は、令和5年度12月末の実績で22校となっており、内訳は青梅市が5校、福生市と羽村市がそれぞれ7校、瑞穂町が3校で、全て小学校でございます。

次に、2点目の見学に来られない理由につきましては、日程や費用面で手配ができないこと。学習の進捗状況と見学日程が合わないこと。他の行事との調整がつかないことなどが主な理由と伺っております。

以上でございます。

○議長（佐藤弘治） 11番議員。

○11番（川崎善友） 11番、川崎。構成市町の全小学校が見学に来ているという状況ではないことがわかりました。できれば構成市町の小学生全員、見学してもらいたいと希望するものであります。

私の娘も小学生の頃、やはり4年生の時だったと思いますが、福生第二小学校から、こちらの環境センターを見学させていただきました。それ以降、ごみの分別など、ごみ問題、環境問題に関心を持つようになりました。未来を担う子供たちに幼い頃からごみ問題への関心を深めてもらうことが、将来のごみ減量に繋がり、持続可能な社会の実現に寄与するものと考えます。

他の清掃工場では、オンラインでの工場見学を実施したところもあるようです。児童一人一人に配布されているタブレット端末を利用して、リアルタイムで工場見学を行うことにより、通常の見学であれば、安全面やスペースの都合上入れない場所が見学できたり、また、配慮の必要な児童も参加できるなどのメリットもあったそうです。こちらの環境センターは、身近にごみ問題を考える内容の展示やリサイクル関連の展示物の充実を重視した内容へと、最近、改装されたばかりと伺っています。今日も1階にある移動式蓄電池、これ何ですかって、ちょっと見させてもらって、持たせてもらって、蓄電池重いんだなというのがわかりました。そういうのが実感するのはいいかなと思います。

ぜひ、この多くの方に見学していただいて、環境問題について、啓発となれば幸いであると存じます。

引き続きの研究をお願いいたしまして、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐藤弘治） 以上で、一般質問を終わります。

これより、議案審議に入りますが、議会会議規則第33条の規定により、原則、質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっております。なお、1回の発言につき、質疑内容が多岐にわたる場合は、同条ただし書きの規定により、一発言につき3問までとし、質疑を分けて発言することを許しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第4、議案第1号「令和5年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）」の件を議題いたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま、議題となりました、議案第1号「令和5年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）」の件につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ1億8,000万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を20億4,990万2,000円に変更しようとするものであります。

補正予算の内容であります。歳入予算では、フレッシュランド西多摩改修工事の入札不調に伴い、令和5年度における改修事業の歳出執行がなくなったことから、本事業に係る組合債を減額補正しております。

同様に、歳出予算では、余熱利用施設事業において、監理委託料と改修工事費を減額補正しております。

また、改修工事の事業年度の組替えに伴い、継続費の補正を行っております。

なお、議案第1号の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤弘治） 古谷財務課長。

○財務課長（古谷浩明） それでは、議案第1号「令和5年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。補正予算書をご覧ください。

恐れ入ります。1ページ目をお開き願います。

まず、総則でございます。第1条第1項は、歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ1億8,000万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を20億4,990万2,000円と定めようとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると定めようとするものでございます。

第2条は、継続費の補正は、第2表、継続費補正によると定めようとするものでございます。

第3条は、地方債の補正は、第3表、地方債補正によると定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、第6款組合債は、1億8,000万円を減額いたしまして、0円と定めようとするものでございます。

歳入合計は1億8,000万円を減額いたしまして、20億4,990万2,000円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第4款余熱利用施設事業費は2億4,230万円減額いたしまして、4,579

万円と定めようとするものでございます。

第6款予備費は、6,230万円増額いたしまして、1億7,849万7,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は、1億8,000万円を減額いたしまして、20億4,990万2,000円と定めようとするものでございます。

第2表、継続費補正でございます。

継続費の変更をいたそうとする事業につきましては、第4款余熱利用施設事業費、第1項余熱利用施設費で、事業名は（仮称）フレッシュランド西多摩改修事業において、総額は、8,700万円を増額し、9億1,700万円で、令和5年度0円、令和6年度7億1,741万8,000円、令和7年度は、1億9,958万2,000円と定めようとするものでございます。

この継続費補正については、令和5年度に（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事の入札が不調となり、工期がずれるため継続費補正を定めようとするものでございます。

3ページをご覧ください。第3表、地方債補正でございます。

地方債の廃止をいたそうとする起債の目的につきましては、（仮称）フレッシュランド西多摩改修事業債でございまして、備考欄に記載のとおり、令和5年度の歳出執行がなくなったことにより、地方債補正を定めようとするものでございます。

恐れ入ります。6、7ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書をご説明申し上げます。

6ページの総括は、2ページの第1表と同様なので、7ページよりご説明申し上げます。

7ページの歳入でございます。

第6款組合債は、1億8,000万円を減額し、0円でございます。

これは、（仮称）フレッシュランド西多摩改修事業について、令和5年度の歳出の執行がなくなったことによります。

歳入合計は、1億8,000万円を減額し、20億4,990万2,000円でございます。

8ページをご覧ください。歳出でございます。

第4款余熱利用施設事業費は、2億4,230万円減額いたしまして、4,579万円でございます。これは、12節委託料、14節工事請負費において、フレッシュランド西多摩改修工事の入札の不調に伴い、（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事の監理委託料を1,300万円、改修工事費を2億2,930万円減額としております。

次に、第6款予備費は、6,230万円増額いたしまして、1億7,849万7,000円でございます。

以上、補正額合計1億8,000万円を減額いたしまして、歳出の合計は、20億4,990万2,000円でございます。

恐れ入ります。10、11ページをお開き願います。

継続費についての事業の進行状況等に関する調書でございます。

次に、12ページをご覧ください。

地方債に関する調書でございまして、右側の一番下の欄にございます5億3,987万2,000円が、令和5年度末における地方債現在高の見込額でございます。

以上が、議案第1号、令和5年度西多摩衛生組合補正予算第2号の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤弘治） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） なければ、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第1号「令和5年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）」の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第5、議案第2号及び日程第6、議案第3号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第2号「令和6年度西多摩衛生組合予算」及び日程第6、議案第3号「令和6年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の2件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） それでは、一括議題となりました議案第2号、「令和6年度西多摩衛生組合予算」及び、議案第3号、「令和6年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の件につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第2号、「令和6年度西多摩衛生組合予算」につきまして、ご説明申し上げます。

令和6年度予算の算出の基礎となります数値を申し上げますと、ごみ搬入量につきましては、前年度の当初予算と比較し、900トン減の5万8,900トンを見込んでおります。

構成市町の人口につきましては、令和5年10月1日現在の人口、27万2,477人を採用しており、これは前年度と比較し、1,007人の減少となっております。

予算の内容であります。歳入予算では、組合債において、フレッシュランド西多摩改修事業費の年度割の組替えと事業費の増額を見込んだことに伴い、前年度比3億5,800万円を増額しております。

また、歳出予算のじん芥処理費において、需用費、委託料、工事請負費の増額を見込んだことから、組合市町分賦金は、前年度比5,632万4,000円の増となっております。

この結果、歳入予算の総額は、前年度と比較し、5億200万円の増となる、27億4,600万円を計上しております。

次に、歳出予算の主な内容につきまして、性質別の状況によりご説明いたします。

まず、消費的経費のうち、人件費では、制度改正による期末勤勉手当の支給率増のほか、新たに、会計年度任用職員の勤勉手当の支給を見込んだことに伴い、442万7,000円を増額いたしました。

物件費では、薬品代や光熱水費の増額を見込んだほか、委託料において、隔年実施の高木剪定委託料の計上などにより、総額で3,373万8,000円を増額しております。

また、維持補修費では、設備更新工事の増額を見込んだことにより、5,315万円を増額しております。

次に、投資的経費の普通建設事業費では、「フレッシュランド西多摩改修工事」の事業年度の組替えなどにより、4億7,401万8,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出予算の総額は、それぞれ27億4,600万円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと、5億200万円、率にして22.4%の増となっております。

次に、議案第3号、令和6年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定の件について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明いたしました、令和6年度予算に基づき、組合市町分賦金の総額を、組合予算の約70%、19億3,195万円に決定するとともに、負担割合に基づき、構成市町ごとに定めようとするものであります。

なお、議案第2号、及び第3号の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○議長（佐藤弘治） 古谷財務課長。

○財務課長（古谷浩明） それでは、議案第2号「令和6年度西多摩衛生組合予算」及び、議案第3号「令和6年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」、ご説明させていただきます。

まず、予算編成の基礎数値でございますが、ごみの搬入量及び構成市町の人口につきましては、先ほど、管理者の説明のとおりでございます。

また、昨今の人件費の上昇や建築資材等の高騰の影響により、予算規模は増額しておりますが、工事や委託等においての内容の見直しを図ったことにより、社会情勢による影響を最小限にとどめた予算編成としております。

それでは、議案第2号「令和6年度西多摩衛生組合予算」につきまして、ご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

令和6年度西多摩衛生組合予算の総則でございます。

第1条第1項は、歳入歳出の総額を27億4,600万円と定めようとするものでございます。

第2項は、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によると定めようとするものでございます。

第2条は、債務負担行為にかかわるものを定めたものでございます。事項及び期間等につきましては、第2表の債務負担行為のところで説明させていただきます。

第3条は、地方債にかかわるものを定めたものでございます。起債の目的、限度額等につきましては、第3表の地方債のところで説明させていただきます。

第4条は、地方自治法で認められております、一時借入金の最高額を、5,000万円と定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算」でございます。

まず、歳入でございますが、第1款分賦金から、第6款組合債までの構成となっております。  
次に、歳出でございますが、第1款議会費から、第6款予備費までの構成となっております。  
歳入歳出の合計は、それぞれ27億4,600万円でございます。

次に、3ページでございますが、第2表は、債務負担行為でございます。

債務負担行為につきましては、広報用ビデオ編集委託をございまして、フレッシュランド西多摩の改修工事により、施設の設備等が変わることから広報用ビデオを再編成するため、債務負担行為を定めようとするものでございます。

第3表は、地方債でございます。(仮称)フレッシュランド西多摩改修事業にかかわる借入金の令和6年度の限度額を5億3,800万円に定めようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、本表のとおりでございます。

次に、6ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書で、ご説明申し上げます。

6ページにつきましては、2ページの第1表と同様なので、7ページ目より説明申し上げます。7ページをご覧ください。歳入でございます。

第1款1項1目分賦金は、19億3,195万円、前年度対比5,632万4,000円の増額でございます。増額の主なものといたしましては、歳出における、じん芥処理費の10節需用費、12節委託料、14節工事請負費の増額と、第5款公債費の減額の相殺によるものでございます。

第2款1項1目使用料は、50万7,000円で、前年度比3万4,000円の減額でございます。

2項1目総務手数料は、前年度と同額の1,000円でございます。

第3款国庫支出金は、116万7,000円、前年度比、9万円の増額でございます。

8ページをご覧ください。

第4款繰越金は、1億8,239万4,000円、前年度比9,377万3,000円増額をございまして、前年度繰越金でございます。

第5款1項1目預金利子は、前年度と同額の1,000円でございます。

2項1目雑入は、9,198万円、前年度比615万3,000円の減額でございます。

これは、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき行われる、小平・村山・大和衛生組合の支援量の減による「可燃ごみ焼却処理委託受託金」の減額分608万円が主な要因でございます。

9ページをご覧ください。

第6款組合債は、5億3,800万円で、前年度比3億5,800万円の増額で、これは、フレッシュランド西多摩改修事業費の年度割の組替をしたこと及び事業費の増額によるものです。

以上、歳入合計は27億4,600万円で、前年度比5億200万円の増額でございます。

恐れ入ります。10、11ページをお開き願います。歳出でございます。

10ページ目からは、歳出の事項別明細書となりますが、人件費につきましては、各款の予算にわたることから、初めに、特別職、及び一般職職員に係る、1節報酬から4節共済費までの人件費を、まとめてご説明させていただきます。

恐れ入ります。26、27ページをお開き願います。給与費明細書をご覧ください。

上段の表、1特別職につきましては、右から2列目、本年度の合計欄のとおり、182万円、前年度比9万2,000円の減額でございます。

これは、法改正に伴い個人情報保護審議会の廃止により、個人情報保護審議会委員報酬の減額によります。



次に、中段の表、2一般職でございますが、職員数につきましては、前年度より1名の減の28名でございます。

また、カッコ内は、短時間勤務の会計年度任用職員5名を計上しております、前年度と同数でございます。

次に、給与費・共済費につきましては、報酬は、937万5,000円、前年度比86万4,000円の増額、給料は、1億1,886万円、前年度比90万1,000円の減額、職員手当等は1億1,677万9,000円、前年度比380万1,000円の増額、共済費は4,520万9,000円で、前年度比130万9,000円増額、人件費の合計は、前年度比507万3,000円の増の2億9,022万3,000円を計上してございます。増額の主な要因といたしましては、制度改正による期末勤勉手当の改定の見込み率の増及び会計年度任用職員の勤勉手当の制度導入等によるものでございます。

以上が、人件費関係の説明でございます。

恐れ入ります、10ページにお戻りいただき、歳出でございます。

第1款1項1目組合議会費は143万1,000円、前年度対比19万8,000円の減額でございます。

これは、13節使用料及び賃借料におきまして、隔年実施の行政視察が未実施の年度になりますことから、バス借上料が未計上となったことが、要因でございます。

11ページをご覧ください。

第2款1項1目一般管理費は、1億7,545万5,000円、前年度対比1,276万円の減額でございます。

これは、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費において、一般職職員1名及び会計年度任用職員の2名の減によるものが主な要因です。

恐れ入ります。少し飛びまして、16、17ページをお開き願います。

第3款1項1目じん芥処理費は、15億8,331万円、前年度対比1億70万1,000円の増額でございます。

これは、10節需用費、12節委託料、及び14節工事請負費の増額が主な要因です。

17ページの10節需用費をご覧ください。

消耗品費の焼却処理に伴う薬品代、光熱水費の電気料の電気使用料の単価の上昇及び修繕料においては、クレーン操作室窓洗浄装置や防火シャッターなどの修繕などにより、需用費は、前年度対比2,653万9,000円の増額、委託料は、隔年実施している高木剪定委託や18ページの新規計上の循環型社会形成推進地域計画作成委託、また、各委託料においては、人件費等の上昇により、各々増額しております。委託料は、前年度対比2,694万4,000円の増額でございます。

19ページをご覧ください、14節工事請負費における設備更新工事の増額により、工事請負費は、前年度比4,454万円の増額でございます。

恐れ入ります。21ページをご覧ください。

第4款1項1目施設運営費は7億6,289万5,000円、前年度対比4億7,805万1,000円の増額でございます。

これは、22ページの工事請負費の（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事の年度割組替による増額が主な要因でございます。

23ページをご覧ください。

第5款公債費の1項1目元金でございますが、1億4,507万8,000円、前年度比4,732万7,000円の減額でございます。これは、平成25年度から令和元年度に借入れた基幹的設備改良工事事業債の元金の

償還金で、減額については、平成 25 年度借入分の元金が前年度に償還終了したことが要因です。

続きまして、2 目利子でございますが、8 万 1,000 円、前年度比 21 万 4,000 円の減額でございます。これは、元金と同様の基幹的設備改良工事業債の利子の償還金でございます。

恐れ入ります。24 ページをご覧ください。

第 6 款予備費は、7,775 万円でございます。

以上、歳出合計は 27 億 4,600 万円で、前年度比 5 億 200 万円の増額でございます。

続きまして、関係資料でございますが、26 ページから 37 ページまでが給与費明細書でございます。

恐れ入ります、38、39 ページをお開き願います。

継続費についての事業の進行状況等に関する調書となっております。

次に、40 ページをご覧ください。

上段の表は、債務負担行為に関する調書で、下段は、地方債に関する調書でございます。地方債の調書については、右側、一番下の欄にございます 9 億 3,279 万 4,000 円が、令和 6 年度末における地方債現在高の見込額でございます。

以上で、議案第 2 号「令和 6 年度西多摩衛生組合予算」につきましての説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第 3 号「令和 6 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、2 枚目の議案第 3 号附属資料をご覧ください。

令和 6 年度、当初予算の分賦金算出根拠となります、組合市町の人口とごみ搬入量の状況を踏まえまして、ご説明申し上げます。

青梅市におきましては、表 2 で人口を 12 万 9,537 人、表 3 で、ごみ搬入量を 2 万 8,100 トンと推計いたしまして、前年度比 2,601 万 6,000 円、2.9%を増額いたしまして、9 億 868 万 4,000 円。福生市におきましては、人口を 5 万 6,475 人、ごみ搬入量を 1 万 1,400 トンと推計いたしまして、前年度比 1,208 万 7,000 円、3.2%を増額いたしまして、3 億 8,443 万 9,000 円。羽村市におきましては、人口を 5 万 4,441 人、ごみ搬入量を 1 万 1,300 トンと推計いたしまして、前年度比、1,207 万 8,000 円、3.4%を増額いたしまして、3 億 7,134 万 9,000 円。瑞穂町におきましては、人口を 3 万 2,024 人、ごみ搬入量を 8,100 トンと推計いたしまして、前年度比、614 万 3,000 円、2.4%を増額いたしまして、2 億 6,747 万 8,000 円。

組合市町分賦金合計は、前年度比、5,632 万 4,000 円、3.0%を増額いたしまして、19 億 3,195 万円でございます。

議案第 2 号「令和 6 年度西多摩衛生組合予算」及び議案第 3 号「令和 6 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議 長（佐藤弘治） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番、小川龍美議員。

○1 番（小川龍美） 2 点、お伺いいたします。

予算書のページ数が 18 ページ、19 ページで、18 ページは委託料の説明の欄の循環型社会形成推進地域計画作成委託料でございますが、先ほど、課長のご説明で、これは、新規計上というご説明があったかと思いますが、この計画の内容の説明をお願いいたします。

それから、2点目でございますが、ページ数19ページ、工事請負費で設備更新工事、2億9,194万円でございますが、これは隔年の更新工事ということで、令和5年度は計上がなかったわけでございますが、今回、令和6年度の更新工事の内容について、説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤弘治） 石川計画管理課長。

○計画管理課長（石川雄一） それでは、質問のまず1点目の循環型社会形成推進地域計画作成委託料について、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、循環型社会形成推進地域計画は、循環型社会形成推進基本法によりまして、必要となるものでございまして、ごみの適正、合理的な処理と処分体制を確立することにより、環境汚染を未然に防止して、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るための計画となっております。

具体的には、市町村長等により廃棄物の処理及び清掃に関する法律、こちらの第5条の2に規定する基本方針に沿って3R推進のための目標と、それを実現するために必要な取り組み、事業について、総合的に記載、作成されるものとなっております。

西多摩衛生組合では、前回は、2004年に作成をしております、計画期間が7年で、令和元年に1回目は終了しております。今回の計画は2回目となっております。

説明は以上です。

○議長（佐藤弘治） 太田維持運転課長。

○維持運転課長（太田道雄） それでは、2点目の設備更新工事について、ご説明させていただきます。

まず、令和5年度、今年度の設備更新工事といたしましては、合わせて6件、執行させていただいております。主な内容としては、蒸気タービン発電機の更新工事のほか、受電設備、遮断機更新工事等、計合わせて6件という形で計上させていただき、また令和6年度、来年度の予算といたしましては、5件の更新工事を予定させていただいております。主な令和6年度の更新工事の内容といたしましては、脱硝反応塔触媒の更新工事のほか、ダスト固化装置更新工事というものを予定させていただいております。件数的には、令和5年度の方が1件多いですが、令和6年度、規模の大きい更新工事が含まれておりまして、その関係上、更新工事の比較では前年度対比で8,500万円の増というような形となっております。

以上です。

○議長（佐藤弘治） 古谷財務課長。

○財務課長（古谷浩明） 設備更新工事につきましては、以前は個々の工事件名で予算計上をしていましたが、一遍にまとめた理由といたしましては、当組合、どうしてもプラントメーカーの株式会社神鋼環境ソリューションと随意契約が多くございます。そこで個々で載せてしまうと、その予算金額が出てしまうので、まとめて計上させていただきました。

以上です。

○議長（佐藤弘治） よろしいですか。（「わかりました。」と小川龍美議員の声あり）

ほかにありませんか。2番、井上議員。

○2番（井上一也） 2番の井上でございます。3点、お伺いさせていただければと思います。

13ページ、こちらの委託料なのですが、広報用のビデオの編集委託料というのが、来年度と再来年度、予定されているのかなということで考えております。どのようなビデオをイメージしているのか、その辺ちょっとわかれば教えていただければと思います。

あとは、20 ページ、20 ページの公課費かな、汚染負荷量賦課金というものがございます。実際、この施設、物を焼いているとは言っても汚染物質、汚染負荷があるような物、二酸化炭素だとそういったものがあるかもしれませんが、何か汚染というのが非常に嫌だなというようなことがありまして、これは確か環境再生保全機構が何かにお金を払って、昔、公害被害に遭った方ということで、お金を払うっというような話があるのですけれども、これは名前を変えるわけ、汚染負荷というのが非常に気になってまして、その辺が気になるところでございましたので、名前を変えるだとか、そういったことはできないのか。難しいとは思いますが、その辺、お伺いさせていただければと思います。

最後の質問でございます。28 ページ、29 ページ、こちらには会計年度任用職員の給料だとか、そういったことが書かれております。特に、一般職員の方はいいかなと思うのですけれども、会計年度任用職員に特殊勤務手当というのが、これ積算されておられません。こちらの方につきましては、特殊勤務手当、何かというと、37 ページに特殊勤務手当は、危険手当、日額 300 円ぐらい出ますよというのが書いてあるのですけれども、こちらは、会計年度任用職員は危険な作業をやらないというような判断でよろしいでしょうか。その3点を教えていただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤弘治） 大村総務課長。

○総務課長（大村正仁） では、私の方からご質問の1点目と3点目、2点について、お答えをさせていただきます。

まず、予算書13ページの広報用ビデオ編集委託についてでございますが、当組合の見学者用ビデオにつきましては、現在、年間約2,000人の小学生の社会科見学のほか、一般見学者への施設紹介のツールとして活用をしております。来場者の施設見学に先だって、当会議室で視聴をさせていただいているほか、当組合の公式サイトでも閲覧できるようになっており、施設への理解を深めていただく内容でございます。

現在のビデオにつきましては、平成10年に現在の環境センターができた時に作成したものを、平成18年度に再編したもので、その後行われました、平成25年に行われた第1期基幹的設備改良工事などの改修の内容や、今後予定しておりますフレッシュランド西多摩のリニューアル後の内容等を新しく盛り込んだ紹介ビデオを作成していこうとするものでございます。

続きまして、3点目の予算書28、29ページの会計年度任用職員の特殊勤務手当についての予算計上がないということについてでございます。

当組合の特殊勤務手当につきましては、西多摩衛生組合職員の特殊勤務手当に関する規則で規定をされており、焼却炉運転に伴う設備調整業務、焼却炉及び付帯設備の保守点検業務、飛灰・その他燃え殻を取り扱う業務、プラットホーム清掃点検の業務に従事する職について、手当の支給を行っております。

当組合の会計年度任用職員は、主に事務の補助や搬入されたごみの量を計測するなどの事務に専念しており、工場内の危険な場所への立ち入りや現場での作業には従事しないことから、特殊勤務手当については計上をしております。

私からは、以上でございます。

○議長（佐藤弘治） 石川計画管理課長。

○計画管理課長（石川雄一） それでは、私の方からは2点目の質問にございました汚染負荷量賦課金について、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この汚染負荷量賦課金についてですけれども、公害健康被害の補償等に関する法律により、申

告・納付の義務がございます。この法律は、昭和 30 年から 40 年の高度成長期の頃、四日市ぜんそくのような健康被害が多数発生したことから、公害被害の認定を受けた方に補償を行うという目的で、昭和 48 年に制定の方がされてございます。

その後、昭和 63 年 3 月 1 日に法改正がありまして、大気汚染の状況やその健康に対する影響等を踏まえまして、新たな認定患者は認めないこととなっておりますが、改正前に認定されていた方々については、引き続き補償が行われている状況となっております。

そして、この汚染負荷量賦課金を申告・納付する義務がある施設というのは、昭和 62 年 4 月 1 日時点において、排出ガス量が時間当たり 1 万立米以上のばい煙発生施設となっております。当時の西多摩衛生組合の施設では、約 4 万立米のガスを排出していることから、対象の施設、事業者となっております。

また、汚染負荷量賦課金の納付額の算出におきましては、過去分というものと、現在分という 2 階建てになっておりまして、過去分は昭和 58 年度から昭和 62 年の 5 年間に、ばい煙発生施設から大気に排出した気管支喘息等の原因物質とされます硫黄酸化物、こちらの排出量を基礎として、算出の方をしてございます。これに対しまして、現在分は前年度の排出ガスの硫黄酸化物の測定結果から算出することとなっております。この過去分と現在分を合計して納付額が決定されております。

西多摩衛生組合では、昨年度の測定結果では、排ガスから硫黄酸化物を検出しておらず、現在分は 0 円となっておりますが、過去分で 1 万 2,818 立米の硫黄酸化物の排出実績がございますので、汚染負荷量賦課金を納付する義務が発生しておるところとなっております。

こちらの汚染負荷量の名前なのですけれども、法律の方でもこの旨うたっておりますので、過去からずっときておりますので、ここで変えてしまうとわかりにくくなってしまいますので、このままにさせていただきますたいと、担当課としては考えております。

以上になります。

○議長（佐藤弘治） 2 番、井上議員。

○2 番（井上一也） 詳細な説明、どうもありがとうございました。

2 番目の質問と 3 番目の質問、こちらにつきましては、よくわかりましたので、結構でございます。広報用のビデオの編集の関係でございますが、こちらの方、特に最近、先ほども一般質問の方で川崎議員もいろいろ聞いていましたけれども、オンラインでの見学なんかでもできるような形、そのようなタイプなんかにしていただくと、またホームページの訪問者が増えるかと、いろいろあると思いますので、その辺何かうまく取り入れていただければいいのかなと考えます。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（佐藤弘治） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論を行います。

初めに、議案第 2 号「令和 6 年度西多摩衛生組合予算」の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

次に、議案第3号「令和6年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤弘治) 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

ただいま一括議題といたしました議案のうち、議案第2号「令和6年度西多摩衛生組合予算」の件について、お諮りいたします。

本件について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤弘治) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号「令和6年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の件を、お諮りいたします。

本件について、原案のとおり可決することに、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤弘治) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(佐藤弘治) 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第1回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

なお、3時10分より、引き続き議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後2時59分 閉会